# 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則 （平成十四年農林水産省令第五十二号）

#### 第一条（新株予約権付社債に準ずる社債）

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項第一号の農林水産省令で定める社債は、新株予約権を発行する者が当該新株予約権とともに募集し、かつ、割り当てたものとする。

#### 第二条（事業計画の承認の申請）

農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社（農業法人投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。以下「投資育成会社」という。）又は農業法人投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合（以下「投資育成組合」という。）は、法第三条第一項の規定により事業計画の承認を受けようとするときは、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

##### ２

投資育成会社が前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  当該投資育成会社の定款の写し及び登記事項証明書
* 二  
  当該投資育成会社の最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書（以下「財務諸表等」という。）（これらの書類がない場合にあっては、最近二年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）
* 三  
  当該投資育成会社が、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業を行う者に対する投資又は融資の実績を有することを証する書類
* 四  
  当該投資育成会社が、農業法人投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者の確保その他の農業法人投資育成事業を円滑かつ確実に遂行する体制を有することを証する書類
* 五  
  当該投資育成会社の投資計画及び収支予算並びに自己資本の充実の見込みを記載した書類
* 六  
  当該投資育成会社の役員（設立中の株式会社であるときは、発起人及び役員となるべき者をいう。第八号及び第九号において「役員等」という。）の氏名、役職、任期及び経歴を記載した書類
* 七  
  当該投資育成会社が法第七条の規定により承認を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないことを証する書類
* 八  
  当該投資育成会社の役員等が、精神の機能の障害により農業法人投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する書面
* 九  
  当該投資育成会社の役員等が次のいずれにも該当しないことを証する書類
* 十  
  暴力団員等が当該投資育成会社の事業活動を支配するものでないことを証する書類
* 十一  
  次のいずれかに該当する農業法人に対して、農業法人投資育成事業を行わないことを当該投資育成会社の代表者が誓約する書面
* 十二  
  その他法第三条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ３

投資育成組合が第一項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  当該投資育成組合の組合契約書（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第二項に規定する組合契約書をいう。）の写し及び当該投資育成組合の組合契約（同条第一項に規定する組合契約をいう。）の登記をしたことを証する登記事項証明書
* 二  
  当該投資育成組合の無限責任組合員の最近三期間の財務諸表等（これらの書類がない場合にあっては、最近二年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）
* 三  
  当該投資育成組合の無限責任組合員が、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業を行う者に対する投資又は融資の実績を有することを証する書類
* 四  
  当該投資育成組合の無限責任組合員が、農業法人投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者の確保その他の農業法人投資育成事業を円滑かつ確実に遂行する体制を有することを証する書類
* 五  
  当該投資育成組合の投資計画及び収支予算並びに受入出資金の充実の見込みを記載した書類
* 六  
  当該投資育成組合の無限責任組合員が個人である場合にあっては、当該無限責任組合員の履歴書
* 七  
  当該投資育成組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、その役員の氏名、役職、任期及び経歴を記載した書類
* 八  
  当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを誓約する書面
* 九  
  当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
* 十  
  当該投資育成組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
* 十一  
  次のいずれかに該当する農業法人に対して、農業法人投資育成事業を行わないことを当該投資育成組合の無限責任組合員が誓約する書面
* 十二  
  その他法第三条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

#### 第三条（事業計画の変更の承認の申請）

法第三条第一項の承認に係る事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第四条第一項の変更の承認を要しないものとする。

##### ２

法第四条第一項の規定により法第三条第一項の承認に係る事業計画の変更の承認を受けようとする承認会社又は承認組合は、別記様式第二号による申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

##### ３

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

* 一  
  当該事業計画に従って行われる農業法人投資育成事業の実施状況を記載した書類
* 二  
  前条第二項各号又は第三項各号に掲げる書類

#### 第四条（投資育成会社又は投資育成組合が取得する農業法人の持分又は株式の要件）

投資育成会社又は投資育成組合が事業計画の承認を受けようとするときにおいては、当該投資育成会社又は当該投資育成組合が取得する持分又は株式（新株予約権の目的となる株式を含む。以下同じ。）に係る議決権の合計は、当該農業法人の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。）の百分の五十を超えてはならない。

#### 第五条（実施状況の報告）

承認会社又は承認組合の無限責任組合員は、承認事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、別記様式第三号により農林水産大臣に報告をしなければならない。

##### ２

承認会社又は承認組合の無限責任組合員は、承認事業計画の実施期間の各事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後六月間の実施状況について、原則として当該事業年度が開始した日以後九月以内に、別記様式第三号により農林水産大臣に報告をしなければならない。

##### ３

第一項の報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

* 一  
  承認会社  
    
    
  次に掲げる書類
* 二  
  承認組合  
    
    
  次に掲げる書類

# 附　則

この省令は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。

# 附則（平成一八年五月一日農林水産省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年二月二八日農林水産省令第一三号）

この省令は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年一月二九日農林水産省令第六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（令和元年九月一三日農林水産省令第二九号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。  
ただし、第二条、第五条及び第七条から第九条までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。